

東京都立大学／首都大学東京 自動車部OB会会則

第一章 総則

第一条 名称

本会は東京都立大学／首都大学東京自動車部OB会
(略称：TMUAC OB会) と称する。

第二条 目的

本会は、OB会員相互の親睦を深めること、及びOB会員と首都大学東京自動車部（以下、自動車部という）現役部員との交流を通じ、本会および自動車部の発展に寄与することを目的とする。

第三条 会員

本会は、原則として自動車部に3年以上在籍した者（あるいは3年以下でも各年度の構成員が認めた者）をもって構成する。本会は、名誉会員、特別会員を選ぶことが出来る。特別会員とは自動車部に在籍していなかったが、自動車部への貢献が認められた人。会員と同等の資格を持つ。

第二章 幹事会

本会を円滑に運営するために幹事会を置く。幹事会は、本会の運営に関する企画、立案及び実施を行う。

第四条 幹事

幹事は、原則として入学4期毎に1名を選出する。（但し、当面は入学期にかかわらず幹事を十名程度選出し、連絡調整を図る。）また、前記にかかわらず、自薦、他薦等、進んで引き受ける者を拒まない。幹事は役員承認により決定する。

第五条 幹事の任期

幹事の任期は選出母体毎に決定するものとし、特に定めない。

第六条 幹事会の議決方法

幹事会の議決は、その出席者の過半数をもって行うものとし、同数の場合には会長、副会長がこれを決める。

第三章 役員、役員会

本会には次の役員を置く。役員は幹事会をまとめるとともに、現役部員との窓口となり、本会が自動車部の活動と連携して運営できるよう努める。

- ・会長 1名
- ・副会長 2名
- ・会計 1名
- ・監査 1名

第七条 役員を選出

役員は幹事の互選又は選挙にて選出され、総会にて承認される。

第八条 役員任期

役員任期は一期二年とし、再任を妨げない。尚、本人の都合（転勤、転居、その他）により、欠員が生じたときは、幹事会にて補員を選出する。欠員補充については、当該期の総会承認を経たものとみなす。

第九条 役員役割

- 会 長：会長は本会の統括、役員会、幹事会及び総会の議長、行事計画の立案、その他必要と認める事項の運営を指揮する。
- 副会長：会長を補佐し、会長が任務遂行に支障がある場合は、業務を代行する。
- 会 計：本会の経理、出納を行い、期毎に会計報告を行う。
- 監 査：本会の予算執行及び会計報告を監査する。

第四章 会 計

第十条 会 費

本会の入会金は無料とし、年会費は〇〇〇円とする。尚、名誉会員からは会費を徴収しない。また、大学院在学中のOB会員の会費は免除とする。金額については本会発足後の幹事会、役員会で決定する

第十一条 予算の立案

本会の予算は幹事会が立案し、役員承認を経て総会に提案する。

第十二条 予算の執行

予算の執行及び予算枠外の出金は、会長、副会長と会計又は監査の3名以上の役員確認をもって行う。

第十三条 会計期間

本会の会計期間は毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

第五章 総会

毎年〇月に総会を開催する。総会での決議事項は以下の通りとする。

(3案ご相談

1月の最終土曜日, 7月の最終土曜日, 11月の最終土曜日)

- (1) 本会会則の改廃
- (2) 本会運営に関する具体的な方針と実施の承認
- (3) 本会役員承認
- (4) 予算、決算承認
- (5) 名誉会員、特別会員承認
- (6) その他、幹事、会員の提案等、決議を必要とする事項

付則

- (1) 本会則の発効は、2013年7月20日とする。
- (2) 2013年度の会計期間は本会則発効より2014年3月31日までとする。